

川島桶川資源循環組合職員定数条例

令和 7 年 4 月 1 日

条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、川島桶川資源循環組合に勤務する常勤の一般職職員の定数を定めるものとする。

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 管理者の事務部局の職員 12 人

(2) 議会の職員 7 人

(3) 監査委員の職員 3 人

2 前項第 3 号の職員の定数は、併任者（その職を保有させたまま他の職に任用された者をいう。）を含む。

3 第 1 項に定める定数のほか、次に掲げる職員の定数は、任命権者が必要と認める範囲内において定めることができる。

(1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 2 項の規定により、休職を命ぜられている職員

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の規定により育児休業をしている職員

4 前項に規定する職員が所属の事務部局に復帰する場合において、その定数に欠員がなかったときは、復帰後 6 月を限り引き続き当該職員を定数の範囲に含めないことができる。

(職員の定数の配分)

第 3 条 前条に掲げる職員の定数の配分は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。